

知事の政治姿勢について

新潟とロシア・トロイツァ港、韓国・ソクチョ港とを結ぶ日本海横断航路の運営会社設立に向け、準備が進められているようだが、新航路の実現に向け、県としてどのように協力していくのか伺う。

石井議員の代表質問にお答えします。

まず初めに、日本海横断航路の実現に向けた県の協力についてであります。

この航路は、中国東北部やロシア極東地域、韓国北東部と新潟を結ぶもので、新たな物や人の交易・交流ルートが誕生することにより、本県の拠点性向上に大きく寄与するものと考え、国際フェリーの新潟港の利用調整やC・I・Qの円滑な対応に向けた国への働きかけなどを行ってまいりました。

県といたしましては、今後、航路の早期開設に向け、航路開設の補助制度を来年度から新たに創設するほか、新潟市や聖籠町、県内経済界と協力しながら集荷や集客の促進に努めるとともに、旅客や貨物の増加に対応して必要な港湾施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

佐渡汽船は、平成18年度決算においては債務超過が予想され、経営改善計画の策定に取り組んでいると聞いている。佐渡汽船の経営改善については、会社自らが積極的に合理化や減量化に取り組み、会社草創期の原点に帰った意識改革が求められるが、佐渡汽船は、人と物資の輸送手段として、公共性が高い事業を行っていることを踏まえ、自助努力と並行して、県として佐渡汽船の債務超過解消のための支援を行うべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、佐渡汽船の債務超過解消のための支援についてであります。

佐渡航路は、佐渡島民の生活や佐渡観光に欠かすことの出来ない重要な航路であり、安定運航が必要であると考えております。

そこで、佐渡汽船の赤字の太宗を占める小木直江津航路の損益改善につきましては、昨年7月に取りまとめられた「あり方検討会議」の最終報告に基づき、佐渡市、上越市、国と連携した公的支援や誘客増に向けた取組に必要な予算について、来年度当初予算案に盛り込んだところであります。

また、今回の債務超過は、本業である海運業とは関係のない不動産投資の失敗により生じたものであり、減損会計への対応の遅れや、関連会社の債務保証損失引当金を計上したこ

とが主な原因であります。

なお、昨年11月に破産した関連会社に対しては、経営が行き詰まる中で増資をするなど、理解に苦しむ経営判断がなされたものであります。

こうした問題の原因と責任を明らかにした上で、公金の投入の判断を行うべきものと考えております。

新潟県中心市街地活性化検討委員会の中間報告で、大規模集客施設の立地に対する県による独自規制の検討を提言された。福島県は条例による規制を行っているが、本県はどのような方法での独自規制を考えているのか伺う。

次に、大規模集客施設の立地に対する県の独自規制についてであります。

中心市街地活性化検討委員会の中間報告では、中心市街地の活性化のため、地域の実情を勘案したうえで、広域的な視点から大規模集客施設の適正化を図るための県独自の制度を構築する必要があるとされたところです。

検討委員会では、年度内に最終報告をまとめる予定となっており、県としては、その報告を受けて具体的な制度を策定することとなりますが、中間報告で示された内容を効果的に実施に移すためには、条例による規制が最も有効ではないかと考えており、できる限り早い時期に制度化できるよう検討してまいります。

新潟県中心市街地活性化検討委員会の中間報告では、大型店は自らの社会的責任の一環として地域貢献に取り組むよう求めているが、実効性を持たせるために、どのような方策が考えられるか伺う。

次に、大型店の地域貢献についてであります。検討委員会の中間報告では、大型店に対し地域貢献に取り組むよう求めており、その実効性を確保することは重要な課題であると考えております。

制度の詳細については、検討委員会の最終報告を受け検討することとなりますが、実効性の確保に向け、設置者が策定した地域貢献計画を県が公表するとともに、実施状況についても報告を求めたうえで公表することや、大型店の新設の際に、市町村が設置者に対し地域貢献に関する協定の締結を求めることができる仕組みなどを検討してまいりたいと考えております。

低入札は、品質低下や下請け企業の経営圧迫が懸念される。将来的に社会資本整備の安全安心を考えると、低入札の多発は避けなければならないと考えるが、県は、低入札の防止に向け、どのような対策を考えているのか伺う。

土木部長 答弁

低入札の防止に向けた対策についてであります。

原価を無視した低価格による受注は、品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながる恐れがあり、結果的に、地域経済に悪影響を及ぼすものと認識しております。

県発注工事においても、低価格入札による受注が昨年度から急激に増加し、現在も継続していることから、県としましては、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しなど、低価格入札の抑止策と工事の品質確保策を検討しているところであり、検討結果がまとまり次第、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

東京電力が柏崎刈羽原子力発電所において、偽装工作を行い国の定期検査に合格していたことや、蒸気の漏えい率検査でも不正操作をして法定検査を受けるといふ、極めて悪質な行為が明らかになったが、このような偽装工作に対し、知事はどのような認識を持っているか伺う。

次に、東京電力の法定検査における偽装工作等に対する認識についてであります。

今回の事象は、全て平成14年のトラブル隠し以前に行われたものとはいえ、法定検査に合格するために行った極めて悪質な事例があり、立地地域住民の信頼を踏みにじる言語道断の行為であります。

また、事象の重要性やトラブル隠し後に行われた総点検が形式的な書類上の整合のみの確認で、今まで発見できなかったことをみると、まさに企業体質に問題があったと改めて認識したところであります。

一連のデータ改ざん問題については、現在、東京電力が総点検を実施中とのことだが、県として、今後どう対応していくのか伺う。

次に、一連のデータ改ざん問題に対する県の対応についてありますが、

今回の問題が、平成14年の不正問題発覚以前に行われたもので、過去に遡って調査を実施し公表したことは、企業体質の改善に一定の前進があったと受け止めたいと思いますが、地域の信頼が著しく損なわれているため、今回の総点検により全ての「うみ」を出し切るよう、徹底した調査と企業倫理の確立など、企業体質改善への取組を求めたところでありま

す。

県の役割は、国のような責任追及を前提とした検査を行い屋上屋を重ねることではなく、地域住民の安全と安心が確保されるよう、特に関心が持たれている放射線に対する監視強化のほか、東京電力や協力企業の幹部も含めた意見交換会など、企業体質の改善のための取組に参画し、事業者が安全対策を積極的に進めるための役割を果たすことであると考えております。

これからも引き続き、県民の安全と安心を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

東京電力が1月31日に発表した法定検査に関するデータ処理における改ざんは、国の定期検査に合格させるために行われたようだが、国の検査でどうして見つけれなかったと考えているのか、また、去る20日に国に対してどのような要請をされたのか伺う。

危機管理監 答弁

国の検査で改ざんが見つけれなかった理由と、国への要請内容についてであります。

国が定期検査において不正を見つけれなかった理由の詳細は、明らかになっておりませんが、当時の国の検査体制に限界があったのではないかと考えております。

立地地域としては、今回の事象により、改めて国の検査体制に疑問が生じていることから、今月20日に知事が甘利経済産業大臣に直接お会いして、

- ・安全規制に係る検査制度をより実効性あるものに充実させること
- ・事業者に対する検査の強化は当然のことながら、トラブルの原因究明を優先させつつ、事業者が安全対策を積極的に推進するための仕組みを構築すること
- ・原子力安全・保安院の分離独立を含めた原子力安全規制体制の見直しを行うこと

について要請したところであります。

今回のデータ改ざん問題で、県民及び立地地域住民の信頼が大きく損なわれたと思っているが、原子力発電所の安全運転に対する信頼回復に向け、県としてどのような役割を果たしていくのか伺う。

次に、安全運転への信頼回復に向けた県の役割についてありますが、

先程お答えした東京電力への対応に加え、国に対しては、トラブルの原因究明を優先させつつ、事業者が安全対策を積極的に進めるための仕組みづくりなど、立地地域住民の安全・安心の確保を第一に考えた取組を求めてまいります。

財政問題について

来年度から「新型交付税」制度が導入されることになっているが、人口を重視して配分するため、人口減少地域ほど影響が大きいとの指摘がある。地域間格差を是正するための交付税制度が、かえって格差を助長することになりかねないが、知事は、この新型交付税制度についてどのように考えているのか伺う。

次に、財政問題についてお答えします。

まず、新型交付税についてであります。

来年度においては大きな影響はないと見込まれるものの、その詳細や中長期的な影響は明らかになっておりません。

しかし、導入の方法によっては、豪雪地帯など条件不利地域において必要な財政需要に的確に対応できなくなったり、人口減少地域が将来にわたり更なる格差拡大にさらされかねないなど、大きな影響が懸念されることから、私としては、全国知事会等様々な場面を活用し、こうした事態に陥らないよう、積極的な主張を行ってきたところです。

今後とも、地域間の財源格差の拡大を招かないための交付税のあり方を含め、

- ・豪雪地帯など条件不利地域の実情を十分踏まえた算定
- ・人口減少局面における働く場の確保などの自治体の積極的

な取り組みに配慮した配分

がなされるよう、最大限の努力をしてみたいと考えております。

平成19年度当初予算案での、政令市への事務移譲分と公債費を除く一般歳出ベースでは、18年度当初比でマイナス0.6%と、国の地方財政対策のマイナス1.1%の約半分となっており、本県の課題に積極的に取り組む姿勢が伺えるが、本予算編成に際し、知事が特に意を用いた点について伺う。

次に、平成19年度予算編成についてであります。

議員ご指摘のとおり、県民生活に直結する予算を確保するため、交付税が減少する中で、ネーミングライツ・不動産の証券化など、県有財産の活用による財源の確保や、定員適正化、内部コストの縮減など歳出のスリム化に努めながら、県政の重要課題に向けた積極的な施策展開を図ったところであります。

具体的には、被災地の復旧から、コミュニティ全体の「復興」「再生」に向けて全力で取り組んでいくための復興予算や、政策プランに掲げた「将来に希望の持てる魅力ある新潟県」を実現するための少子化対策、社会減対策にも力を入れたところであり、県民生活に直結する福祉・医療サービスの充実や、安心して子供を産み育てやすい環境づくり、教育環境の充実、県経済の成長を持続可能なものにするための産業振興や雇用の場の確保など、それぞれの施策が連動し補完し

ながら効果を発揮する部局横断的な政策が遂行できる、予算編成を行ったところでもあります。

知事は、今後、災害等不測の事態がなければ県債残高は今年度がピークで、来年度末には減少に転じるとの楽観的な見通しを示されているが、財源対策的基金の取り崩しや、資金手当債の発行は今年度より増えている。また、公債費も今後、数年間にわたって増える見通しの中であって、知事は、本県の財政状況と将来展望についてどのように考えているのか伺う。

次に、本県財政運営の将来展望についてであります。この度、国の最新の経済見通し等を踏まえ、財政運営計画を改訂したところです。

その中で、今後しばらく続くと見込まれる公債費の増加や、財源対策的基金の取り崩し等も見込んだ上で、歳入・歳出両面にわたる努力を積み重ねることにより、災害対応等に必要な基金は確保しながら、実質収支の黒字を維持する財政運営が可能であることをお示ししているところです。

なお、公債費の増加については、地方交付税により措置される部分もあることから、一概に財政悪化の要因とは言い切れません。

今後とも、新たな地方財政再生法制など、変革期にある地方財政を巡る動きにも十分留意しながら、県民の皆様にご不安を持たれない財政運営に努めてまいります。

教育問題について

学校週5日制は、平成14年度から公立学校で完全実施されており、更に、社会に定着している週休2日制との兼ね合いで、週6日制への安易な回帰は、生徒・教師のみならず家庭や地域にも混乱をもたらすのではないかと危惧しているが、知事はどのように考えているか伺う。

次に、教育問題についてお答えします。

まず、学校週5日制の見直しについてであります。

学校週5日制は、公立学校についての制度であることから、所管する教育委員会において十分検討されるべきことと考えております。

教育再生会議の第1次報告は、教育委員会の在り方改革として、都道府県と政令指定都市が持つ小中学校の教職員人事権を、市町村教育委員会に極力委譲することを提言している。人事権が市町村に移ればへき地での教員採用が難しくなり教育水準の格差が広がるとする反対意見もあるが、知事の所見を伺う。

次に、教職員人事権の市町村教育委員会への委譲についてであります。

人事権を委譲する場合でも様々な方法があり、人事権の委譲が直ちに教育水準の格差拡大に繋がるとは言えないと思っております。

いずれにいたしましても、まずは所管する教育委員会において県民の意向を把握しつつ、制度設計を含め広く議論すべきと考えております。

来年度から学校と地域が一体となった「いじめ根絶県民運動」を展開することとしているが、教師は、学校には常にいじめがある、という問題意識を持ってその実態把握に努め、児童・生徒の安全確保に努めるべきと思うが、本県のいじめ根絶に向けた基本的取組について伺う。

教育長 答弁

本県のいじめ根絶に向けた基本的取組についてであります
が、

いじめ問題の解決に当たっては、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという認識のもと、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが重要であり、今後とも各学校を指導してまいりたいと考えております。

さらに、こうした学校での取組に加えて、「いじめは許されない行為である」「いじめられている子どもたちを大人が守る」などのメッセージを社会全体で伝えていくことが重要と考え、県民総ぐるみの運動の展開を構想しているところであります。

東京都品川区は小中一貫教育を進めているが、こうした取組は「中一ギャップ」問題、あるいはいじめ問題の対策としても大きな効果が期待できると思うが、所見を伺う。

教育長 答弁

次に、小中一貫教育についてであります。

小中一貫教育は、児童生徒の9年間の成長を見通した計画的・継続的な指導が可能になることなどから、意義ある取組の一つと受け止めております。

県教育委員会といたしましては、当面は、小学校と中学校の教員相互による授業交流、小学生の中学校への体験入学や小・中学生の相互交流活動などを推進することにより、小・中学校間の連携を一層強化し、「中一ギャップ」等の問題に対応してまいりたいと考えております。

いじめ、学級崩壊などは、子どもたちの規範意識の低下や基本的
生活習慣の未確立に起因すると思われるが、本県公立学校における
道徳教育の充実について教育長はどのように考えているか、所見を
伺う。

教育長 答弁

次に、道徳教育の充実についてであります。

現在、学校では集団生活に必要なルールが身に付くよう日
常の指導を大切にするとともに、道徳の時間の充実を図るな
ど、規範意識の醸成に努めているところであります。

また、規範意識や基本的な生活習慣は、学校だけでなく、
子どもを取り巻くすべての環境で醸成されることから、これ
まで以上に、学校、家庭、地域が一体となった心の教育を進
めてまいりたいと考えております。

特別支援教育の推進のための学校教育法が改正され、これまでの盲・聾・養護学校を「特別支援学校」に一本化して、来年度から施行されることになっているが、特別支援教育についてどのように考えているか伺う。

教育長 答弁

次に、特別支援教育についてであります。

身体的な障害はあるものの、知的障害のない児童生徒につきましては、障害に応じた専門的な指導とともに、小・中学校及び高等学校と同様な教育が必要であることから、これまでのように、盲・聾学校等での教育が適切と考えております。

また、知的障害のある児童生徒につきましては、すべての特別支援学校が知的障害に関する指導のノウハウを持っておりますので、他の障害の有無にかかわらず、自宅により近い、地域の特別支援学校で教育を受けることができるよう、引き続き環境を整えてまいりたいと考えております。

農業問題について

農山漁村の多面的機能が失われれば、我が国全体の危機を招くことになるが、本県農山漁村活性化に向け、知事はどのように対応していくのか伺う。

次に、農業問題についてお答えします。

まず、本県農山漁村の活性化に向けた対応についてであります。

私は、若者が十分な所得を確保し、将来に希望を持って生活できるような産業として、また、ライフスタイルとして魅力ある農林水産業を確立することが地域活性化の基本であると考えております。

このため、現在、育成を進めている担い手に対して、更に、企画力、販売力の強化を進め、収益性の高い経営体への発展を支援してまいりたいと考えております。

農林水産省がまとめた「農山漁村活性化戦略」の9つの戦略の1つである「輸出戦略」は、平成25年に農林水産物で1兆円の輸出を実現するという政策目標を掲げている。輸出促進を強調しすぎると、海外からの市場開放要求を拒否しにくくなるのではないかと懸念するが、知事は農林水産物の輸出拡大と市場開放との整合についてどのような見解を持っているか伺う。

次に、農林水産物の輸出拡大と市場開放との整合についてありますが、

輸出拡大については、

- ・アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層増加等により、高品質な国産農林水産物の輸出拡大の機会が増大していること
- ・農林漁業者にとっては、需要の開拓による所得の拡大に結びつくものであること

から、国、県とも積極的に進めているものであります。

一方、関税削減については、

・食料安全保障や農業の多面的機能が確保されることを基本に、国として他国と差別できる安全・安心な農産物生産など、戦略的に対応していくべきと考えております。

来年度新たにスタートする「農地・水・環境保全向上対策」は、生産者の期待も高く、県が想定していた対象面積を超える要望が上がっていると聞いているが、知事の英断で市町村の希望をある程度受け入れる方向性が示された。本対策が交付税措置されることや、制度の趣旨に鑑みれば、申請が要件を満たせば、補正対応してでも採択すべきと考えるが、市町村要望にどう対応するのか、知事の所見を伺う。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります
が、

この取り組みにつきましては、市町村や農業団体から強い要望があることから、この度の予算編成にあたっては、できるだけ配慮したところであります。

私としましては、この対策は、本県農業が抱える課題である担い手の育成・確保や経営発展という観点で取り組み、新潟らしさを発揮すべきものと考えており、今後なされる申請状況を見ながら、適切に対応してまいりたい所存です。

来年度から、品目横断的経営安定対策と農業者・農業者団体を主体とする新たな需給調整システムが始まるが、この対策に加入しない農家の生産調整の不参加が懸念され、そのことが結果として過剰作付けとなる恐れが生じてくる。過剰作付けの抑制なくして、新たな需給調整システムが正常に機能することは望めないため、生産調整への参加促進のため、県はどのように取り組んでいくのか伺う。

農林水産部長 答弁

生産調整への参加促進についてであります。

生産調整の実効性を確保するためには、農業者等が自らの問題として取り組むことが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、生産調整参加のメリット措置である

- ・新たに措置された米価下落補てん対策
- ・米以外の振興作物の産地づくりを推進する交付金

などの有効活用を積極的に推進し、生産調整への参加を促進しているところであります。

また、転作作物の太宗を占める大豆については、水稻で担い手とならない農家を含めて、全て品目横断的経営安定対策の対象となるような組織づくりを行うなど、的確な生産調整が実施されるよう指導してまいります。

福祉・医療問題について

我が党は、県民のがん撲滅に向け、今議会開会日に「新潟県がん対策推進条例」を発議したが、本県のがん対策の現状と今後の方向について、知事の所見を伺う。

次に、福祉・医療問題についてお答えします。

まず、本県のがん対策の現状と今後の方向についてであります。

新潟県「夢おこし」政策プランの政策目標である「平均寿命の延伸」の実現には、がん死亡率の減少が重要な要素であると認識しております。

現在、県としては、がん情報の収集を行うがん登録、県民への普及啓発、検診の精度管理等によるがん検診の充実、がん診療連携拠点病院の整備促進などに重点的に取り組んでいるところであります。

今後は、がん診療連携拠点病院のネットワーク化や医療スタッフの育成等による、がん医療の均てん化が重要な課題と考えられますが、平成19年度においては、総合的ながん対策のあり方を検討し、「がん対策推進計画」を策定してまいりたいと考えております。

がん対策基本法や我が党の条例案は、緩和ケアの充実についても明記しているが、がんの痛みを始めとする様々な症状への対処や対話等による精神面の支援などを行う緩和ケアを充実させることが重要と考えるが、知事の所見を伺う。

次に、緩和ケアの充実についてであります。

がんによる痛みなどの身体症状のコントロールや同時に心のケアを行い、がん患者の療養生活の質の維持向上を図る緩和ケアは、これからのがん医療の充実に欠かすことのできないものであると認識しております。

県といたしましては、医師、看護師、ソーシャルワーカー等のチームによる緩和医療提供体制の整備が義務付けられている「がん診療連携拠点病院」の機能強化を図るとともに、

「がん終末期在宅医療推進実地研修事業」等により、緩和ケアに携わるスタッフの育成に努め、県内で幅広く緩和ケアが受けられる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

昨年オープンした「長岡市中越こども急患センター」は、勤務医の負担軽減にも効果があるといわれているが、今後における県内の小児救急医療体制の整備について、知事の所見を伺う。

次に、今後の小児救急医療体制の整備についてであります
が、

小児救急は少子化対策の重要な施策の一つと認識しており、安心して子育てできる環境を整備し「住んでみたい新潟、行ってみたい新潟」を実現するため、県政の最重要課題として取り組んでいるところであります。

御指摘の「中越こども急患センター」では、開業医等の参加による一次救急医療体制の整備・充実により、勤務医の負担軽減にも大きな効果を上げていることから、来年度、上越地域や柏崎地域にも支援を拡大することとしております。

今後とも、それぞれの地域の実情に応じた体制整備が可能となるよう県としても積極的に調整を行うなど、県内全圏域における小児救急医療体制の構築に積極的に取り組んでまいります。

少子化の背景の一つとして、「仕事と子育てを両立できる環境の整備の遅れ」が指摘されている。保護者の就労形態が多様化する中で、子育ての中心となる保育についても、保護者のニーズに合わせた幅広い対応が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

次に、保護者のニーズを踏まえた、保育サービスの実施についてであります。

まず、本県の「仕事と子育てを両立できる環境」については、居住スペースや三世帯同居など、働きながら子育てができる基本的な環境は、全国平均に比して恵まれており、合計特殊出生率も全国平均を上回っております。

しかしながら、共働きの定着や核家族化の進行により、保育へのニーズも多様化してきていることから、地域の子育て力の向上をさらに図っていくことが必要であると考えており、そのための仕組みづくりを、来年度新規事業として行うこととしております。

なお、事業の詳細につきましては、福祉保健部長に答弁させていただきます。

少子化の背景の一つとして、「仕事と子育てを両立できる環境の整備の遅れ」が指摘されている。保護者の就労形態が多様化する中で、子育ての中心となる保育についても、保護者のニーズに合わせた幅広い対応が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

福祉保健部長 答弁

地域の子育て力の向上のための、新しい仕組みづくりについてであります。

県では来年度、コミュニティで支える子育ての一環として、保育所を核とした支援の輪を地域に広げ、臨時的な延長保育や一時保育などを、保育所と契約した保育士の自宅等で行う「サテライト保育ママ事業」をモデル事業として立ち上げ、事業効果などについて検証を行ってまいりたいと考えております。